

「酒匂川流域下水道事業計画変更専門分科会設置要綱」 の一部改正について

「酒匂川流域下水道事業計画変更専門分科会設置要綱」の一部を次のように改正する。

第3条第1項、「分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道10市町及び（公財）神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある別表に掲げる委員をもって構成する。」を「分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道10市町及び（公財）神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある委員をもって構成する。」と改正する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

酒匂川流域下水道事業計画変更 専門分科会設置要綱

(改正後の全文)

(目的)

第1条 この要綱は、酒匂川流域下水道の計画変更に伴う、事業の適正かつ効率的な運営を図るため、事業計画変更専門分科会(以下「分科会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 流域下水道事業の計画変更に関すること。
- (2) その他目的達成のため必要な事項及び情報交換

(構成及び会議)

第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道10市町及び(公財)神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある委員をもって構成する。

2 分科会の会議は構成員をもって開き、必要に応じ担当者も出席できる。

(召集及び議長)

第4条 会議は事務局が召集し、その議長は流域関連市町の委員の中から持ち回りをもって充てる。

(議長の職務)

第5条 議長は会議の進行を行い、幹事会に決定事項を報告するものとする。

(庶務)

第6条 分科会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に置く。

(報告)

第7条 分科会の決定事項については、必要に応じ幹事会に報告し、協議会で決定する。

(委任事項)

第8条 この要綱に定める他、分科会の運営に関する必要事項は、議長がこの分科会で定める。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月9日から適用し事業計画変更事務手続き完了時までとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年5月26日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

「酒匂川流域下水道事業計画変更専門分科会設置要綱」新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目 的) 第1条 【略】</p> <p>(所掌事務) 第2条 【略】</p> <p>(構成及び会議) 第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道10市町及び(公財)神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある別表に掲げる委員をもって構成する。 2 【略】</p> <p>(召集及び議長) 第4条 【略】</p> <p>(議長の職務) 第5条 【略】</p> <p>(庶 務) 第6条 【略】</p> <p>(報 告) 第7条 【略】</p> <p>(委任事項) 第8条 【略】</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成13年8月9日から適用し事業計画変更事務手続き完了時までとする。 附 則 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成28年5月26日から適用する。 附 則 1 この要綱は、令和 2年4月1日から適用する。</p>	<p>(目 的) 第1条 この要綱は、酒匂川流域下水道の計画変更に伴う、事業の適正かつ効率的な運営を図るため、事業計画変更専門分科会(以下「分科会」という。)の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務) 第2条 分科会の所掌事務は次のとおりとする。 (1) 流域下水道事業の計画変更に関すること。 (2) その他目的達成のため必要な事項及び情報交換</p> <p>(構成及び会議) 第3条 分科会は、神奈川県、流域関連公共下水道10市町及び(公財)神奈川県下水道公社の担当部長、担当課長及び担当係長の職にある別表に掲げる委員をもって構成する。 2 分科会の会議は構成員をもって開き、必要に応じ担当者も出席できる。</p> <p>(召集及び議長) 第4条 会議は事務局が召集し、その議長は流域関連市町の委員の中から持ち回りををもって充てる。</p> <p>(議長の職務) 第5条 議長は会議の進行を行い、幹事会に決定事項を報告するものとする。</p> <p>(庶 務) 第6条 分科会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課に置く。</p> <p>(報 告) 第7条 分科会の決定事項については、必要に応じ幹事会に報告し、協議会で決定する。</p> <p>(委任事項) 第8条 この要綱に定める他、分科会の運営に関する必要事項は、議長がこの分科会で定める。</p> <p>附 則 1 この要綱は、平成13年8月9日から適用し事業計画変更事務手続き完了時までとする。 附 則 1 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。 附 則 1 この要綱は、平成28年5月26日から適用する。</p>